

外国公務員贈賄防止指針（平成27年7月30日改訂版）

◆ 正 誤 表 ◆

（平成28年4月6日）

※以下のとおり、平成28年1月1日施行改正不正競争防止法に基づく修正を反映致しました。また、記載内容に、誤記等がありましたので、お詫びして訂正致します。

なお、以下は、平成27年10月8日付正誤表からの加筆修正箇所になります。平成22年9月21日改訂版との対応関係については、新旧対照表をご覧ください。

	正	誤
20 頁	→【4. 罰則 (3) 場所的適用範囲を参照】	→【3. 罰則 (3) 場所的適用範囲を参照】
25 頁	外国公務員等自らが行う行為については、(6)で述べたとおり、外国公務員等の職務の権限の範囲内の行為及びこれと密接に関連する行為が対象になる。	外国公務員等自らが行う行為については、(5)で述べたとおり、外国公務員等の職務の権限の範囲内の行為及びこれと密接に関連する行為が対象になる。
25 頁	金銭や財物はもちろん、金融の利益、家屋・建物の無償貸与、接待・供応、担保の提供などの財産上の利益のほか	金銭や財物はもちろん、金融の利益、家屋・建物の無償貸与、接待・供応、担保の提供・補償などの財産上の利益のほか
26 頁	①外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者（第1号） ②外国の政府関係機関の事務に従事する者（第2号） ③外国の公的な企業の事務に従事する者（第3号） ④公的国際機関の公務に従事する者（第4号） ⑤外国政府等から権限の委任を受けている者（第5号）	①外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者（第1号） ②外国政府関係機関の事務に従事する者（第2号） ③外国の公的な企業の事務に従事する者（第3号） ④国際機関の公務に従事する者（第4号） ⑤外国政府等から権限の委任を受けている者（第5号）
26 ～ 27 頁	（3） 第2号：外国の政府関係機関の事務に従事する者 外国の政府関係機関とは、公共の利益に関する特定の事務を行うために特別に法令によって設置された組織であり、日本でいう特殊法人・特殊会社等に相当するものを指している。 （略） ○外国の政府関係機関の例 （略）	（3） 第2号：外国政府関係機関の事務に従事する者 外国政府関係機関とは、公共の利益に関する特定の事務を行うために特別に法令によって設置された組織であり、日本でいう特殊法人・特殊会社等に相当するものを指している。 （略） ○外国政府関係機関の例 （略）

27 頁	<p>(4) 第3号：外国の公的な企業の事務に従事する者 本号における「公的な企業」は、外国の政府又は地方公共団体が、</p> <p>①議決権のある株式の過半数を所有している</p> <p>②出資金額の総額の過半数にあたる出資を行っている</p> <p>③役員^①の過半数を任命もしくは指名している</p> <p>のいずれかに該当する事業者（公益法人等も含まれる。）及びこれに準ずる者として政令で定める者である。</p> <p>これに準ずる者として政令に定める者は、外国の政府又は地方公共団体が、</p> <p>①総株主の議決権の過半数の議決権を直接保有している</p> <p>②株主総会での全部又は一部の決議について許可、認可、承認、同意等を行わなければ効力が生じない黄金株で支配している</p> <p>③間接的に過半数の株式を所有することなどにより事業者を支配している</p> <p>のいずれかに該当する事業者である。</p>	<p>(4) 第3号：外国の公的な企業の事務に従事する者 本号における「公的な企業」は、外国の政府又は地方公共団体が、</p> <p>①議決権のある株式の過半数を所有している</p> <p>②出資の過半数を所有している</p> <p>③役員^①の過半数を任命もしくは指名している</p> <p>のいずれかに該当する事業者（公益法人等も含まれる。）及びこれに準ずる者として政令で定める者である。</p> <p>これに準ずる者として政令に定める者は、外国の政府又は地方公共団体が、</p> <p>①総株主の議決権の過半数に当たる株式を所有している</p> <p>②株主総会での全部又は一部の決議について許可、認可、承認、同意等を行わなければ効力が生じない黄金株で支配している</p> <p>③間接的に過半数の株式を所有することなどにより事業者を支配している</p> <p>のいずれかに該当する事業者である。</p>
28 頁	(5) 第4号： <u>公的</u> 国際機関の公務に従事する者	(5) 第4号：国際機関の公務に従事する者
29 頁	<p>3. 罰則（法第21条第2項第7号・<u>第8項</u>、第22条関係）</p> <p>○不正競争防止法第21条・第22条（抄）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 第十六条、第十七条又は第十八条第一項の規定に違反した者</p> <p>3～7（略）</p> <p><u>8</u> 第二項第七号（第十八条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条</p>	<p>3. 罰則（法第21条第2項第7号・<u>第6項</u>、第22条関係）</p> <p>○不正競争防止法第21条・第22条（抄）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 第十六条、第十七条又は第十八条第一項の規定に違反した者</p> <p>3～<u>5</u>（略）</p> <p><u>6</u> 第二項第七号（第十八条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の</p>

	<p>の例に従う。</p> <p><u>9～12</u> (略)</p> <p>第二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して<u>当該各号に定める罰金刑</u>を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p><u>一～二</u> (略)</p> <p><u>三</u> 前条第二項 三億円以下の罰金刑</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により前条(中略)第二項(中略)の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。</p>	<p>例に従う。</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>第二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、<u>前条第一項第一号、第二号若しくは第七号又は第二項</u>に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して<u>三億円以下の罰金刑</u>を、その人に対して本条の罰金刑を科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により前条第一項第一号、第二号若しくは第七号又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。</p>
30頁	<p>③ また、第21条第<u>8</u>項の規定により、外国公務員贈賄罪については、刑法第3条の例に従う。</p> <p>(略)</p> <p>→【<u>4</u>. 罰則 (3) 場所的適用範囲を参照】</p>	<p>③ また、第21条第<u>6</u>項の規定により、外国公務員贈賄罪については、刑法第3条の例に従う。</p> <p>(略)</p> <p>→【<u>3</u>. 罰則 (3) 場所的適用範囲を参照】</p>

以上